

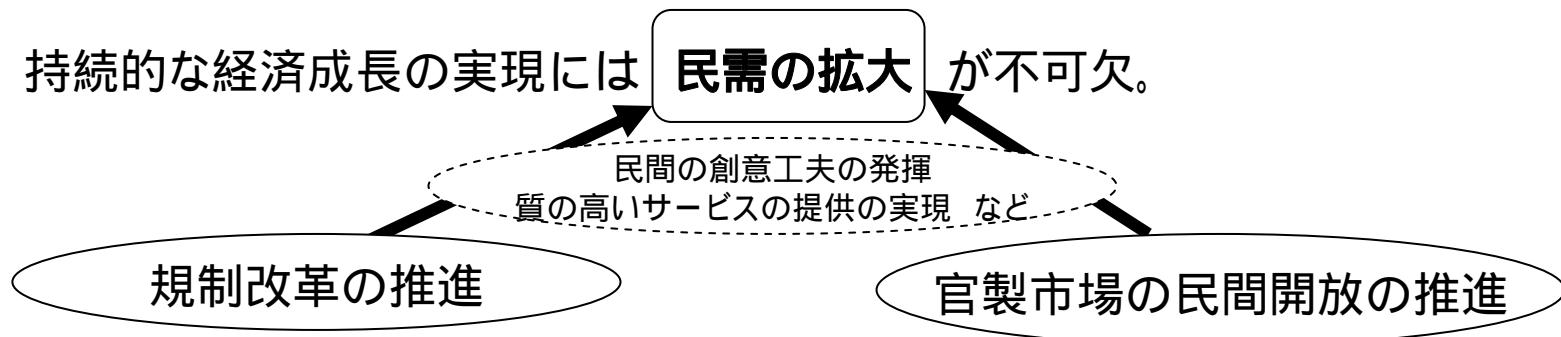
2004年度規制改革要望の概要

2004年11月
日本経団連

目 次

. 総論について	1
1. 規制改革・民間開放推進会議「中間とりまとめ」の確実な実現に向けて	1
2. 国民のニーズに基づく規制改革・民間開放要望の実現と広報の充実	3
. 個別要望について	4
新規要望項目の例	5
積み残しとなっている重点要望項目の例	19

. 総論について



1. 規制改革・民間開放推進会議「中間とりまとめ」(2004年8月3日)の確実な実現に向けて

「中間とりまとめ」の内容の早期実現が重要

規制改革・民間開放推進本部、経済財政諮問会議との連携等

(1) 市場化テストの制度設計に際し留意すべき事項

単なる政府の事務・事業のアウトソーシングの手段に留めてはならない。

市場化テストを通じて
公共サービスの効率化による行政改革を実現
合理的なコストで質の高い公共サービスを提供

市場化テストは「官から民へ」を実現する重要な制度

市場化テストの制度設計に際し留意すべき事項

法的枠組の整備

市場化テストの本格導入(2006年度以降)に際し整備が求められる事項

- ア. 関連する規制改革の実現
- イ. 法的根拠に基づく第三者機関の設置ならびに権限付与
第三者機関による一連の実施プロセスの厳しい監視と事後チェックが必要
- ウ. パフォーマンスを重視した官民競争入札の実現
単なる価格競争に陥らない、パフォーマンス重視の官民競争入札の実現
(現行会計法では措置困難)
- エ. 公務員の処遇(民間が落札した場合)に関する検討

→市場化テストに関する特別法を2005年中に制定する必要がある。

地方公共団体の事務・事業の早期対象化

対象事務・事業リスト拡充の必要性

政府の事務・事業一覧を作成・公表 → 民間事業者の提案をもとに対象事務・事業リストを作成
毎年リスト拡充(省庁に数値目標を課す、民間からの更なる提案募集を行なう等) ↗

スピード感のある制度運営

標準処理期間の設定

相談・苦情処理窓口の設置

内閣府に市場化テストに関する相談・苦情処理体制を整備

モデル事業の実施に際しての留意点

国民の関心の高い事業の選定と競争条件均一化措置の実現

(2)官業民営化の推進

市場化テストを経ない官業の民営化についても、例えば各省庁に数値目標を課すなどの措置を講ずることにより、積極的に民間開放を図っていくべき。

(3)14の重点検討事項()の早期実現

これらが本年度内に措置されるように取り組むべき。

特に、患者の選択に基づく医療機関との自由な契約により、患者本位の医療を実現するため、特定療養費制度の拡充に留まらず、いわゆる「混合診療」を解禁すべき。

() いわゆる「混合診療」の解禁、医療法人を通じた株式会社等の医療機関経営への参入、医療分野における価格決定メカニズム(中医協の在り方)の見直し、地域医療計画(病床規制)の見直し、医薬品の一般小売店における販売、施設介護サービスと在宅介護サービスの一元化、幼稚園・保育所の一元化、経営形態の異なる学校間の競争条件の同一化、学校に関する「公設民営方式」の解禁、ハローワークの民間開放促進、社会保険の民間開放促進、人材の国際間移動の円滑化、自動車検査制度等の抜本的見直し、規制の見直し基準の策定

(「平成16年度 規制改革・民間開放推進会議の運営方針」より抜粋)

2. 国民のニーズに基づく規制改革・民間開放要望の実現と広報の充実

(1)集中受付月間における要望の実現率向上

6月の集中受付月間に寄せられた全国規模の規制改革要望：487項目
うち、平成16年度もしくは17年度中の実現が決定したもの：29項目

実現率向上のため、規制改革・民間開放推進本部における政治のリーダーシップの発揮が必要

昨年10月の集中受付月間	
寄せられた要望	947
実現が決定したもの	93
引き続き検討	53

(2)広報の充実・強化による国民の幅広い支持獲得を

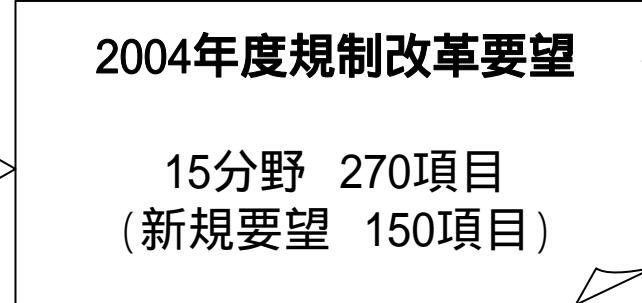
国民全般の規制改革に対する理解が進んでいるとは言い難い。

例えば、「規制改革・民間開放白書」を作成するなど分かり易い情報提供が必要。

・個別要望について

2004年5～6月にかけて、全会員対象にニーズ調査を実施。

回答社・団体数	164
要望数	926



2003年度要望
306項目
(新規174項目)

大幅な進展が得られた事項:
42項目(14%)

何らかの進展が得られた事項:
136項目(46%)

昨年度は要望全体の6割
で一定の成果が得られた

【分野別項目数一覧】

分 野	項目数	(新規)	分 野	項目数	(新規)
雇用・労働	23	11	情報・通信	10	2
医療・介護・福祉	16	2	金融・保険・証券	51	42
企業年金	19	8	運輸	25	16
社会保障	4	0	エネルギー	18	9
流通	10	5	国際経済連携・通商	10	8
土地・住宅・都市再生	22	12	農業	7	1
廃棄物・リサイクル/環境保全	15	6	その他	22	15
危険物・防災・保安	18	13	合計	270	150

新規要望項目の例

は新規かつ重点要望項目

【雇用・労働分野】

- 派遣労働者への雇用契約申込み義務の廃止 P 6
- ・女性の坑内労働の禁止規定の見直し P 7

【企業年金分野】

- ・確定給付企業年金における加入者範囲の見直し P 8

【土地・住宅・都市再生分野】

- ・住居系用途地域における共同住宅の附属駐車場の面積制限及び
階数制限の緩和 P 9

- ・工事現場における現場代理人「常駐」の定義の明確化 P 10

【危険物・防災・保安分野】

- ・輸入完成LPガス自動車に関する相互承認制度の導入 P 11

【情報・通信分野】

- ・公的個人認証サービス制度の利便性向上 P 12

【金融・保険・証券分野】

- 地方公共団体の保有する財産に係る信託の容認 P 13

- ・サービス法における商号規制の緩和 P 14

【運輸分野】

- 大量車両登録変更のための特例措置の実現 P 15

【エネルギー分野】

- ・休止中の火力発電所における主任技術者不選任の容認 P 16

【国際経済連携・通商分野】

- 外国企業との契約に基づく専門的・技術的分野の外国人の受入に係る
在留資格の整備 P 17

【その他分野】

- ・指定管理者の指定を受けた営利法人への地方公務員の派遣解禁 P 18

派遣労働者への雇用契約申し込み義務の廃止

【現状】

派遣先企業は、派遣制限のある業務(一般事務・営業等)について、制限期間の到来した日以降も派遣労働者を使用しようとする場合や、期間制限のない業務について、同一の業務に同一の派遣労働者を3年を超えて受け入れている場合に、同一業務に従事する正社員を新たに雇い入れようとするときには、当該派遣労働者に対して雇用の申し込みをしなければならない。



【必要となる規制改革】

派遣先企業による雇用契約申し込み義務を撤廃すべきである。特に自社社員を派遣する特定労働者派遣事業の派遣労働者に対する申し込み義務については、早期に見直すべきである。



【規制改革による効果】

派遣先企業の雇用の自由や採用の選択肢を増やすことが可能となる。

特定労働者派遣事業者にとって、優秀な自社社員の引き抜きを防止することが可能となる。

女性の坑内労働の禁止規定の見直し

【現状】

労働基準法では、「使用者は満18歳以上の女子を坑内で労働させてはならない」とされており、建設中のトンネルが「坑」にあたるため、建設業に従事する女性は現在もトンネル内に入れない状況にある。



【必要となる規制改革】

建設業に従事する女性技術者が坑内工事の監督・監理業務及び施行管理に係わる業務に従事できるよう、労働基準法の改正を行うべきである。



【規制改革による効果】

建設業における女性就労の機会が拡大する。

男女雇用機会均等の趣旨がより徹底される。

確定給付企業年金における加入者範囲の見直し

【現状】

確定給付企業年金は、私的年金でありながら、厚生年金適用事業所単位での実施となっていることから、企業外への出向者(出向先の厚生年金被保険者資格を取得する者)は一旦脱退することとなり、制度運営上の制約がある。



【必要となる規制改革】

厚生年金適用事業所単位の適用を廃止し、加入者の範囲については、当該企業及び従業員(労組)との合意に基づき決定することを可能とすべきである。

または、実施事業所と雇用関係にあり、実施事業所以外の事業所で厚生年金の被保険者資格を取得している者(具体的には、企業外への出向者)についても加入者と認めるべきである。



【規制改革による効果】

企業は従業員の出向期間についても掛金の拠出が出来ることになり、また、従業員の掛金拠出も継続できることから、双方にとって利益となる。

住居系用途地域における共同住宅の付属駐車場の面積制限 及び階数制限の緩和

【現状】

住居系用途地域における共同住宅の付属駐車場の面積は、建物規模および敷地規模にかかわらず、低層住居系(1)では 600m^2 以下、中高層住居系(2)では 3000m^2 以下に制限されている。また、階数も低層住居系では1階のみ、中高層住居系では2階以下に制限されている。

共同住宅の規模が大きい場合、駐車場の設置率を低くする、敷地を細分化して利用する、延べ床面積に参入されない平面式駐車場を増やす等の対策がとられているが、(ア)居住者が必要とする駐車台数を確保できない、(イ)敷地の細分化が促進される、(ウ)敷地の大部分を平面式駐車場が占めるため緑地部分が減る、といった弊害が生じている。

(1)第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、(2)第一種中高層住居専用地域、第二種中高層専用地域



【必要となる規制改革】

住居系用途地域における共同住宅の付属駐車場の面積制限及び階数制限を緩和すべきである。



【規制改革による効果】

敷地の効率的な利用が可能となり、緑地面積等にしわ寄せすることなく、十分な駐車台数を確保することができる。

工事現場における現場代理人「常駐」の定義の明確化

【現状】

「公共工事標準請負契約約款」は、「現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行う」としている。「常駐」の定義が不明確なため、公共工事受注者が、 契約工期全般にわたって現場代理人の駐在を強いられる、 現場代理人が24時間、365日にわたって現場に駐在することを強いられる、といった事態が生じている。



【必要となる規制改革】

「公共工事標準請負契約約款」に関する解釈通達を発布し、 現場代理人は実工事期間のみ「常駐」すればよく、 契約工期全般に亘る必要はないこと、「常駐」とは、24時間、365日にわたって現場に張り付くことを要さないこと、を明確にすべきである。



【規制改革による効果】

公共工事受注者において、効率的な人的配置が可能となる。

輸入完成LPガス自動車に関する相互承認制度の導入

【現状】

海外の自動車メーカーで生産されるLPガス自動車は、本邦に輸入する時点で、燃料容器等を取りはずし、検査を受けなければならない。また、こうした検査を受けることにより、製造国で完成された自動車でなくなることから(改造車扱い)、自動車型式認定が取得できず、製造メーカーの保証が付かない。



【必要となる規制改革】

外国製の完成LPガス自動車のうち、国連欧州経済委員会(UN・ECE)自動車基準67号に基づく承認を受けた燃料容器等を採用するものについては、輸入時の検査を廃止又は省略すべきである。

また、LPガス自動車に関する規制について、自動車部分(国土交通省)と燃料容器等部分(経済産業省)間で二重規制が生じないよう調整を行うべきである。



【規制改革による効果】

年間40億円規模の市場が創出されると見込まれるほか、環境保護を図ることが可能となる。

公的個人認証サービス制度の利便性向上

【現状】

住民基本台帳カードの有効期間が10年であるのに対し、公的個人認証サービスにおける電子証明書の有効期間が3年間であるため、住民基本台帳カードの有効期間内に最低3回の更新申請手続きが必要となっている。

また、市町村における広域サービス提供の窓口時間帯は、住民基本台帳ネットワークの「共通運用時間帯」として全国統一されているため、それ以外の時間帯に公的個人認証サービスの申請が行なえない。



【必要となる規制改革】

- ・電子証明書の有効期間を5年間に延長するべきである。
- ・電子証明書の発行申請の受付日、受付け時間の拡大を可能とするべきである。



【規制改革による効果】

公的個人認証サービスにおける電子証明書の更新申請手続き等に関する負担を軽減し、利便性を向上させることで、制度の普及に弾みをつけることができる。

地方公共団体の保有する財産に係る信託の容認

【現状】

地方公共団体が保有する、行政財産、物品及び債権並びに基金については、信託することが認められていない。また、普通財産については信託することが容認されているが、地方公共団体自らが受益者となる場合のみに限定されている。



【必要となる規制改革】

地方公共団体が保有する財産のうち、普通財産以外の財産についても信託を認めるべきである。併せて、普通財産の信託を含め、流動化、証券化が可能となるような法的手当てを行うべきである。



【規制改革による効果】

地方公共団体における資金調達の多様化ニーズに応えることが可能となる。

地方公共団体の自主的かつ健全な財政運営に資する。

サービサー法における商号規制の緩和

【現状】

サービサーは、その商号中に「債権回収」という文字を用いなければならない。



【必要となる規制改革】

サービサー会社が「債権回収」にかえて「サービサー」を商号中に用いることを認めるべきである。



【規制改革による効果】

サービサー業務が拡大する中、円滑な事業展開を前向きに進めることができる（「債権回収」という商号は後ろ向きな印象を与える）。

大量車両登録変更のための特例措置の実現

【現状】

車両所有者が、社名変更や住所変更をおこなったり、車両を他企業に譲渡した場合、15日以内に変更登録・移転登録の申請を行なわなくてはならず、申請の際には、車検証原本の提出が義務付けられている。一方、車両を運行するときには、車内に車検証原本を保管することが義務付けられているため、車検証を提出している間は、当該車両を運行することができない。

自動車リース会社が社名変更や住所変更に伴い変更登録・移転登録を申請する場合、短期間で各地に散在する借主から車検証原本を回収しなければならず、膨大な事務労力がかかる。



【必要となる規制改革】

変更登録・移転登録の申請時の車検証原本の提出を不要とするとともに、電子的な方法による申請を認めるべきである。



【規制改革による効果】

自動車リース会社のような大量車両所有者の行なう車両登録変更を効率化することができる。

リース車の台数は年々増加しているが(下記参照)、現行法に基づく諸手続は、自動車リース会社のような大量車両所有者による変更登録・移転登録を想定したものとなっていない。

1980年:18万台、1990年:119万台、2000年:236万台、2003年:267万台

休止中の火力発電所における主任技術者不選任の容認

【現状】

休止期間中の火力発電所であっても、電気主任技術者とボイラー・タービン主任技術者を選任しなければならない。

電気主任技術者は一定の範囲内で離れた事業所間の兼任が認められている。

ボイラー・タービン主任技術者はすでに選任されている事業所と隣接の構内にある場合に兼任が認められている。



④

【必要となる規制改革】

・休止期間中の火力発電所については、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とするべきである。



【規制改革による効果】

休止期間中の火力発電所について、過度な規制によるコストアップ要因を除去することにより、管理コストを低減させることができる。

外国企業との契約に基づく専門的・技術的分野の 外国人の受入に係る在留資格の整備

【現状】

日本企業と、わが国に事業所を持たない外国企業が契約を締結した際、契約の履行にあたって、当該外国企業の社員（専門的・技術的分野の外国人）を一定期間、わが国に受け入れる必要性が高まっているが、現在、これに対応する在留資格がない。

わが国のA社と、わが国に事業所を持たない外国企業B社とが、共同研究・開発契約を締結し、先端技術に関する共同研究・開発を行なうにあたり、両社の有する技術を相互に把握し、円滑な研究活動を進めるためには、B社の技術者が一定期間、A社において、A社の研究者と共同研究を進める必要がある。しかし、B社の技術者を受け入れるのに適した在留資格がない。



【必要となる規制改革】

上記のような専門的・技術的分野の外国人を円滑に受け入れられるよう、在留資格を整備すべきである。



【規制改革による効果】

共同研究・開発、マーケティングやコンサルティングのアウトソーシング化など、国境を越えた様々な協力や事業再編への迅速な対応が可能となり、わが国企業の更なる国際競争力の強化につながる。

指定管理者の指定を受けた営利法人への地方公務員の派遣解禁

【現状】

一般職の地方公務員の派遣は、公益法人や一部の営利法人（第三セクターなど）に限定されている。また、一部の営利法人に派遣される場合には、形式的に一旦退職することが求められている。



【必要となる規制改革】

指定管理者の指定を受けた営利法人についても、地方公務員の派遣を認めるべきである。併せて、形式的に退職することを求めていたり現行規定の見直しを図り、退職せずとも派遣が可能となるよう措置すべきである。

指定管理者制度：「公の施設」に係る管理主体の範囲を「法人その他の団体」（民間事業者等）まで広げるとともに、管理に関する権限を指定管理者に委任（代行）するもの。「地方自治法の一部を改正する法律」の施行（2003年9月）に伴い導入された。
なお、公の施設の管理主体が個別法で限定されている場合（道路法、河川法等）、には指定管理者制度を利用することができない。



【規制改革による効果】

官民のパートナーシップの更なる促進が期待できる。

民間委託にあたり、事務事業の連続性が確保できるため、安全かつ安定的なサービスの供給が可能となる。

積み残しとなっている重点要望項目の例

【雇用・労働分野】

- ・派遣労働者を特定することを目的とする行為の禁止の撤廃
- ・有期労働契約に関する規制の緩和

【医療・介護・福祉分野】

- ・官公法人による保険医療機関の経営
- ・いわゆる「混合診療」の容認

【企業年金分野】

- ・確定拠出年金における中途引出し要件の緩和

【社会保険分野】

- ・任意継続被保険者制度の見直し

【土地・住宅・都市再生分野】

- ・オフィスビルの住宅転用を目的とした規制緩和

【廃棄物・リサイクル/環境保全分野】

- ・無価物等のリサイクルを促進するための廃棄物処理法等の見直し
- ・分社化等に対応した廃棄物処理法の見直し

【危険物・防災・保安分野】

- ・保安法令の重複適用の排除

【情報・通信分野】

- ・特定無線設備に係る技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大

【金融・保険・証券】

- ・外国で上場されている「外国投資信託」、「外国投信証券」の国内販売における規制緩和

【運輸分野】

- ・沿海船航行可能海域の拡大

【エネルギー分野】

- ・ハイサルファーC重油に係る備蓄義務の免除・軽減